

令和 3 年第 6 回守山市農業委員会総会議事録

第 6 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 6 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 25 号～議第 27 号

議第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 25 号～報告第 27 号

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告
について

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
8 下村 耕	9 戸田 守晃	10 山本 麻紀代
11 園田 耕三	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、1 名です。

7 番 林 善治 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 岩井 友宏

書 記	主幹	西村 拓也
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	係長	西川 孝司
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 6 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 3 件の合計 6 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

1 1 番 園田 耕三 委員

1 2 番 寺田 英子 委員を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 25 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 25 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 25 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 25 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4 番から 9 番の案件は、報告第 27 号で解約届のあった農地の一部のようですが、何か関係があるのでしょうか。

○農政課 西川係長

利用権設定の申し出があった4番から9番の案件は、報告第27号で解約届が出ている13番から18番の農地の一部を借りられます。この賃借人は、新規就農者として農業に参入され、解約のあった農地の一部を引き継がれるものです。

○●番 ●● ●●委員

解約の届出の13番から18番の農地がすべて貸し付けになっていないので、貸付先が決まっていない農地もあるのですね。

○農政課 西川係長

今回は解約された6筆の内の4筆が利用権設定されましたが、貸付先が定まっていない農地が「自作」とされています。

○議 長

●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○議 長

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○ 議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○ 議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定することに決しました。

○ 議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○ 農政課

ありがとうございました。

○ 議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 26 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○ 書 記

朗読いたします。議第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 26 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、16 件でございます。

まず、1 番から 4 番の案件で、位置図は P 2 をご覧ください。

1 番、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 847 平方メートル、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,153 平方メートル 2 筆の畑で、貸人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇 さん 〇〇歳です。

2 番 同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番 2,000 平方メートル 畑で、譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

3 番 同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,100 平方メー

トル 畑で、譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

4 番 同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,100 平方メ
ートル 畑で、譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

以上の5筆で、これらの借人および譲受人は、守山市〇
〇町〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇〇 さんです。

契約内容は、1 番が賃貸借で、残りの2 番から4 番につ
いては売買です。それぞれ事由は事由欄に記載のとおりで、
譲受人の経営面積は、265.0 アール、通作距離は0.1 キロ
メートルです。

次ページ、5 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 248 平方メートルです。
地目は記載のとおり畑です。 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇
番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇
〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売
買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、71.9 アール、通作距離は0.1 キロ
メートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,314 平方メートル
です。地目は記載のとおり田です。譲渡人は、〇〇〇 〇
丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、
同住所の 〇〇 〇〇 さん 歳。事由欄に記載のとおり、
子への権利譲渡の贈与でございます。

経営面積は、117.5 アール、通作距離は 0.8 キロメー
トルです。

続きまして、7 番から 13 番の案件です。(位置図 P 5、
6)

7 番 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 380 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です

8 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 190 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

9 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 380 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇 さん
〇〇歳です。

10 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 381 平方メートル

の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

11 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 381 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん
〇〇歳です。

12 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 381 平方メートル
の田 譲渡人は、大阪府吹田市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇ー
〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

13 番 同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 381 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん
〇〇歳です。

以上の 7 筆で、譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳さんです。これまで、〇〇〇〇さんが
借り受けていましたが、売買で契約されたものです。事由
はそれぞれ事由欄に記載のとおりで、譲受人の経営面積は、
84.0 アール、通作距離は 0.7 キロメートルです。

続きまして、14 番、15 番、16 番の案件です。(位置図 P
7、8)

14 番 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 381 平方メートル
の田 譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん

ん ○○歳です。

15 番 同じく ○○○ ○○○○番 470 平方メートル
の田 譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん
○○歳です。

16 番 同じく ○○○ ○○○○番 381 平方メートル
の田 譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん
○○歳です。

以上の 3 筆で、譲受人は、○○町○○○○番地 ○○
○○ さん ○○歳です。

契約内容は、売買。事由はそれぞれ事由欄に記載のとおり
です。譲受人の経営面積は、708.0 アール、通作距離は
0.9 キロメートルです。

以上の案件でございますが、1 番から 4 番までの案件に
つきましては、さる 6 月 7 日（月）に、開催されました農
地委員会で、事前に農地法第 3 条第 2 項の各号についてご
協議いただきまして、「委員会としてはこの案件について
は、認めるという方向」でご協議いただいたところでござ
います。

5 番以降の案件につきましてですが、農地法第 3 条第 2
項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作
等を実施されるため該当せず、また、第 2 号の法人要件（農

地所有適格法人以外の法人は農地取得できない) については個人であるため適用されず、第3号の信託要件、第4号の農作業常時従事要件、ならびに、第5号の下限面積(50アール)についても面積要件を満たしており、いずれも該当いたしません。このことから、農地法第3条第2項の各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第26号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番から5番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番から4番の案件は3筆が売買で2筆が賃貸借になります。また、位置図において1番から4番の間に挟まれた農地も売買予定でしたが、今回の第3条の申請時に所有者が亡くなられたので取り下げられて、現在、相続登記の手続き中でありますので、手続きが済み次第農地法第3条の申請がなされます。

なお、譲り受け人には、農地の有効利用に努められるよう指示しております。

以上です。

○議 長

ただいま報告いただきました 1 番から 4 番の案件に対しては、前々回の 3 月の総会で審議時間を要するなどイレギュラーな案件は、事前に常任委員会で協議をお願いしておりましたので、この案件がその対象といたしました。

この案件は、譲り受け人が借り受けている農地の一部に無断で農業施設として利用されている部分があることから審議に時間を要すると判断いたしましたので、今回の申請に関して事前に農地委員会で協議いただきました。その協議内容を〇〇農地委員長から報告をいただきます。

〇〇〇農地委員長

さる 6 月 7 日に農地委員にお集まりいただき、協議させていただきました。

当該の申請者については、昨年の 8 月の総会時に質問がありましたが、法的には許可を得ず農地に農産物加工・販売施設が建築されているということで、今回の申請にあたって農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」に該当するのではないかという事です。

県の農地法の運用集によりますと「農地転用違反の者について、将来的に耕作目的の農地取得を一切認めないという運用は困難と考えられるので、今後の追認許可申請の意

向等を踏まえ、個別具体的・総合的に判断する必要がある」と謳われております。

当該施設にあつては、農業用施設として農産物の生産もしくは販売について同じように利用されていますので、今回は建築物を建てるということはないとのことで、農地委員会としては皆さんのいろんな意見をいただきましたが、今回につきましては申請の目的のとおりで、「追認していこう」ということとなりました。

ただ、隣地に販売目的の建築物が建っています。それにつきましては、誓約書が提出されておりました、令和4年12月までにきちんと申請を出すとのことですので、それについては誓約もいただいていますので、「認めよう」ということです。この間の農地委員会では、今回の申請については、「認めようではないか。」ということでした。

以上、報告です。

○議長

続いて、6番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

父親から子への贈与ということでした、現在農地として耕作されていますので、特に問題は無いように思います。

以上です。

○議長 長

続いて、7番から16番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

7番から16番には、昭和38年頃から昭和40年にかけて行われた農政の構造改善事業の一環として○○事業による施設があり、今回の譲り受け人の父親が引き継がれていました。10番から13番には○○の出荷施設が残っています。現在は、温室が撤去され基礎が残っており耕作はされていませんが、草の管理は行われています。

今回、借り受け人であった当事者が譲り受け人となり、残材等を撤去し農地に復元していくための申請であります。14番から16番についても借り受け人であった当事者が整地され、隣接している農地の所有者が取得し一体の農地として利用されます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

構造改善事業により設置された施設ということで、補助金等を受けた施設とも思いますが撤去しても良いのですか。

○●番 ●● ●●委員

年数も経っており、その事業は終了しているので問題はありません。

○議長 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第27号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第27号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第27号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は11ページからとなります。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1番目の案件です。(位置図 P11、12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 102平方メートルで、地目は記載のとおり畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は 分化住宅です。備考欄に記載の

とおり、開発許可に該当いたします。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。（位置図 P13、14）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 85平方メートル、同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番 274平方メートルで、地目はそれぞれ畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は資材置場です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可

相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P15、16)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 15平方メートルの畑で、
譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

同じく〇〇 〇〇〇〇番〇 12平方メートルの畑で、譲
渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇 さん 〇〇歳。

同じく〇〇 〇〇〇〇番〇 6.42平方メートルの畑で、
譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

同じく〇〇 〇〇〇〇番〇 781平方メートルの畑、お
よび、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 17平方メートルの畑、
同じく〇〇〇 〇〇〇〇番〇 10平方メートルの畑、同じ
く〇〇〇 〇〇〇〇番 1,544平方メートルの田で、譲渡
人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

これらの譲受人は、近江八幡市〇〇町〇〇〇番地〇 〇
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買、事由は11区画の分譲住宅。備考欄に
記載のとおり、開発許可に該当し、〇〇町地区計画区域内
です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第27号の提案理由の説明といたします。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地の隣接地に親が住まいし地続きでありますので、影響は無いと思います。

以上です。

○議長 長

次に、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人は農業に関心が無く、売買したいと思い譲り受け人に相談され、話がまとまったものです。市道に面した畑ですので、周囲には影響は無いと思います。

以上です。

○議長 長

次に、3番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地区計画内の農地で、在所の端であり影響は無いと思います。土地利用計画図では少し歯抜け状態になっていますが、一つの筆の交渉がまとまらなかったと聞いています。いずれこの土地も開発されるかと思います。特段、問題は無いと思います。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員）

○当番委員（●● ●●委員）

先月の25日に現場を確認しましたが、特に問題は無いかと思っています。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番の備考欄に「分化住宅」とありますが、「分家住宅」

ではないのですか。

○局 長

都市計画法上での表現となります。

○議 長

「分化」の意味がわかりますか。

○事務局

「文化住宅」とは「世帯の分化をともなう住宅」との表現になっております。

○●番 ●● ●●委員

2 番の当該地にハウスが建っていませんか。

○●番 ●● ●●委員

ハウスが建っていましたが撤去されています。

○議 長

今はどのようなになっていますか。

○局 長

現在は更地で草が繁茂しています。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第25号から報告第27号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

4件の届出です。内容については記載のとおり

です。

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

18 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終
了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 58 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和3年6月18日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

11番

12番